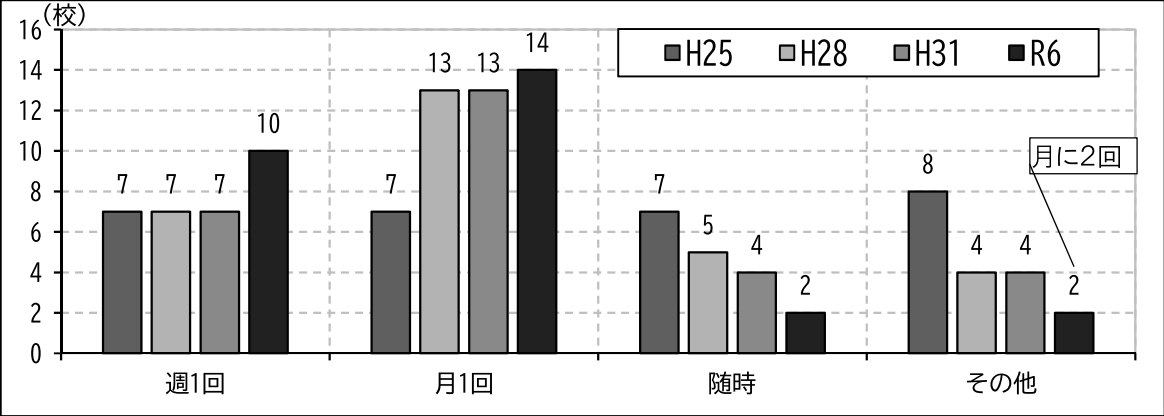


○ 学校における特別支援教育の取組等の状況

市立小・中学校 28 校における特別支援教育の取組等について調査し、これまでの計画策定時点と比較しました。

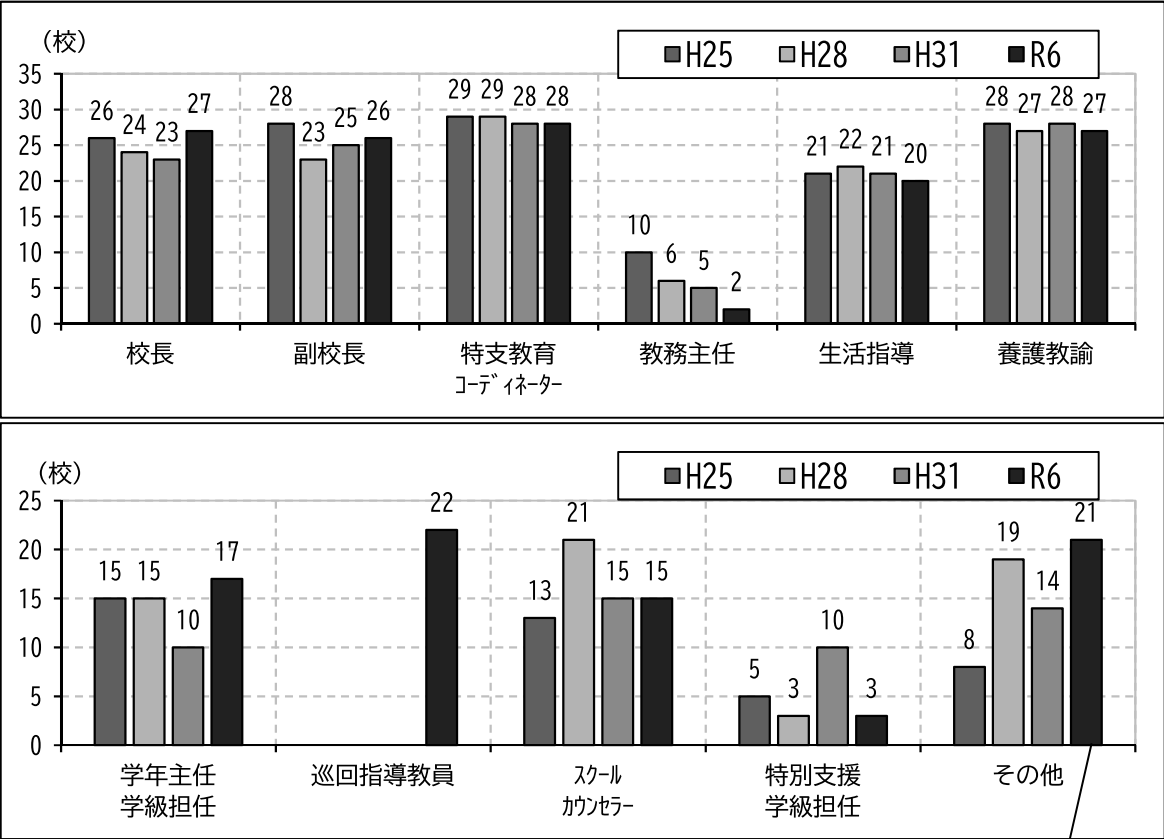
(1) 校内委員会

① 開催状況



前回までの調査同様、定期的に開催する学校が増加しています。

② 校内委員会の出席メンバー

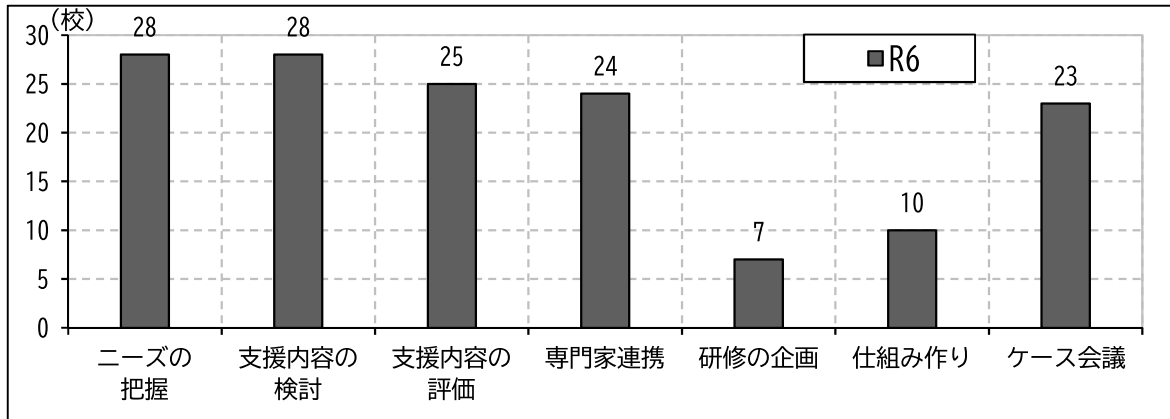


* 今回の調査から、巡回指導教員についても調査対象とした。

前回の調査時点と比較して、教務主任の出席は減っていますが、それ以外は、同様の出席状況です。特別支援教室が全校設置となったことから、巡回指導教員が参加しています。その他として、特別支援教室専門員が出席する学校も多くありました。

特別支援教室専門員: 8校
スクールソーシャルワーカー: 6校
通級(言語・難聴)担当教員: 4校
都の巡回心理士: 2校
校内別室指導支援員: 1校

③ 校内委員会の役割として実施したもの（R6から追加）

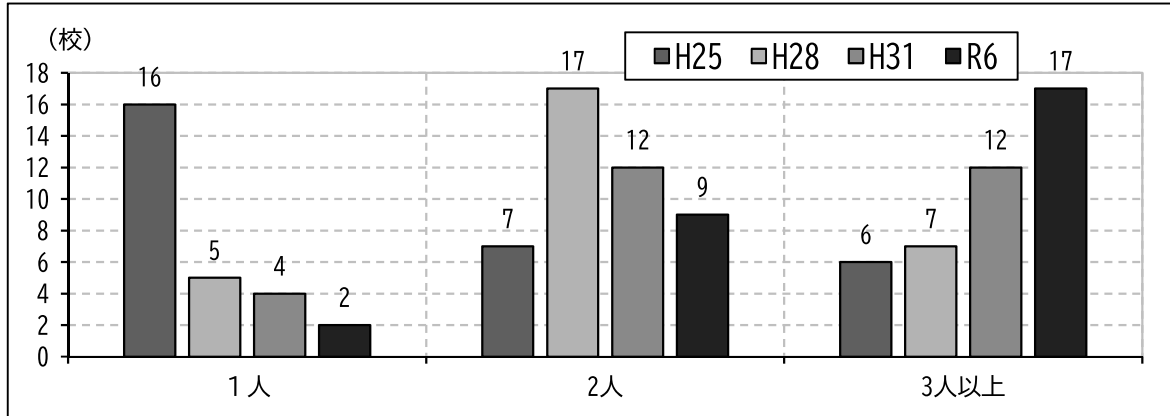


前回までは、児童・生徒の実態について共通理解をしていることのみ調査を行い、全ての学校で、その役割を果たしていました。今回は、項目を分けて調査しました。ニーズの把握や支援内容の検討については、全ての学校で行われています。特別支援教育に関する研修の企画や特別支援教育に関する仕組み作りについては、校内委員会の役割としては、一部の学校にとどまっています。

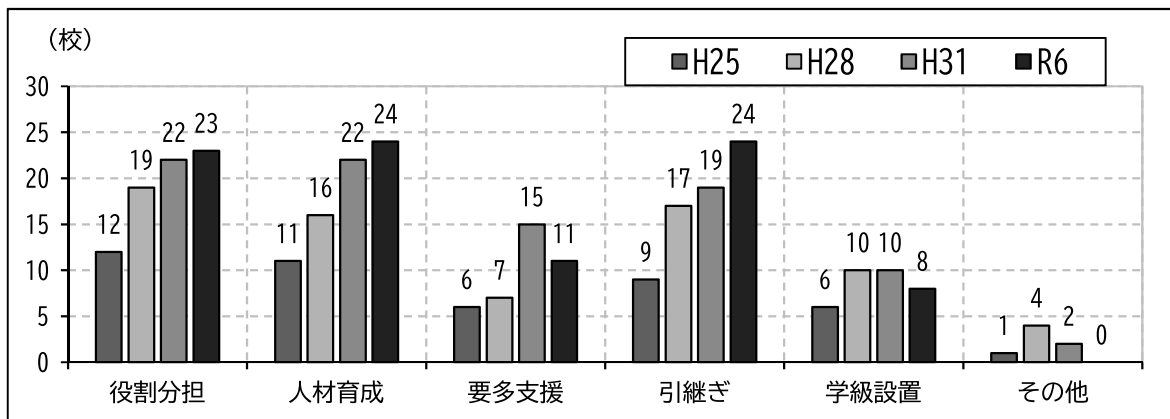
- ① 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- ② 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討
- ③ 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価
- ④ 支援内容に関する判断を専門家(審査会等も含む)に求めるかどうかの検討
- ⑤ 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案
- ⑥ 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り
- ⑦ 必要に応じて、児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議

(2) 特別支援教育コーディネーター

① 指名人数



② 複数配置の理由について

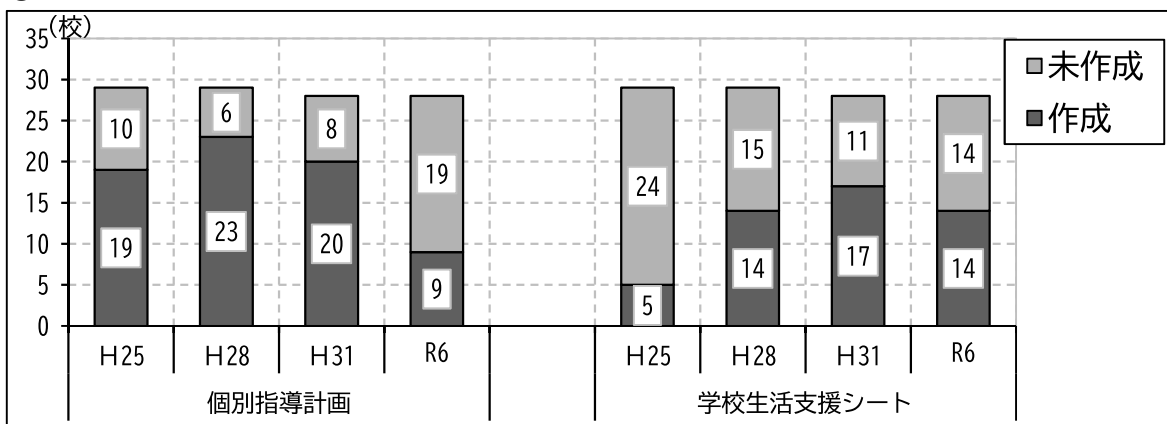


全小・中学校が特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。調査を重ねる毎に、複数配置（特に3人以上）が進み、校内の情報共有、円滑な引継ぎにつながっています。校内における指名人数は1名となっている学校もありますが、巡回指導教員を特別支援教育コーディネーターの副担当とすることで、実質、全校で複数名の指名を行っています。

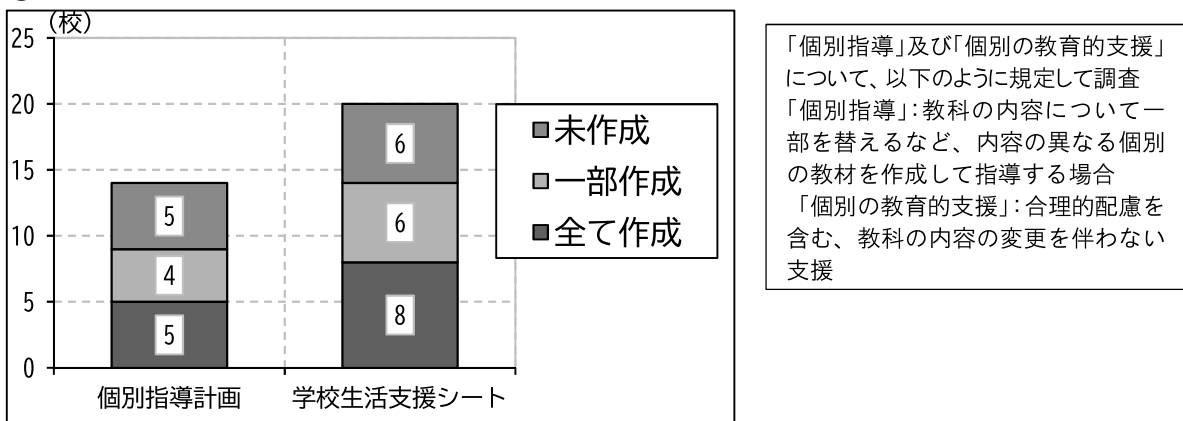
（３）通常の学級に在籍する児童・生徒に対する支援の状況（R6から変更）

前回までは、通常の学級に在籍する児童・生徒（通級による指導を利用している児童・生徒を除く）における「学校生活支援シート（個別的教育支援計画）」及び「個別指導計画」の作成状況のみ調査していました。今回調査では、個別指導や個別的教育的支援を必要とする児童・生徒数を調査し、そのうち計画を作成している児童・生徒数を調査しています。また、作成していない場合についてはその理由についても調査しています。

① 学校生活支援シート及び個別指導計画を作成した経年比較



② 要個別指導、要個別的教育的支援の児童・生徒に対する計画の作成状況



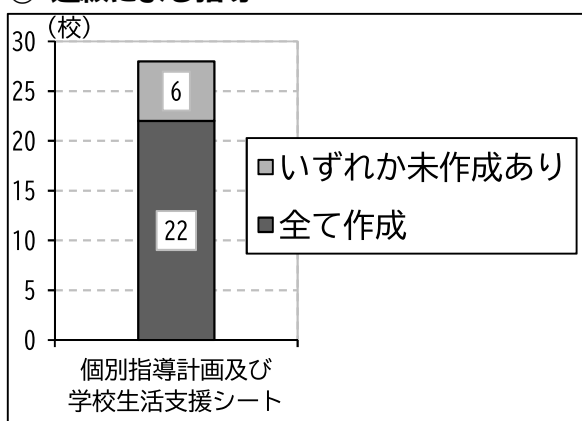
通常の学級に在籍し、通級による指導等を利用していない児童・生徒のうち、個別指導または個別的教育的支援を必要と判断した学校のうち、個別指導計画または学校生活支援シートを作成している学校の割合は6割程度です。個別指導等が必要であるにもかかわらず、計画を作成していない理由としては、主に保護者と個別の指導について合意形成できなかったことですが、学校として作成が必要と判断しなかったこともあげられました。個別指導が必要と判断した学校が少なくなっていますが、通級による指導の利用者数も増えていることから、必要な支援につながっていることや、通常の学級における指導の工夫等により、個別の対応が減っているとも考えられます。

（４）通級による指導を利用または特別支援学級在籍の児童・生徒に対する支援の状況

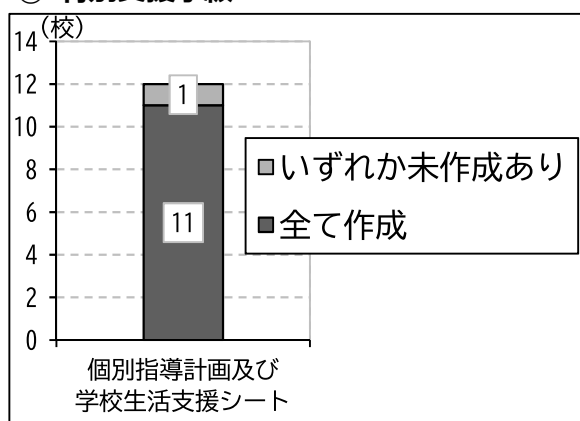
（R6 から追加）

通級による指導を利用または特別支援学級に在籍する児童・生徒については、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成が義務であり、計画的な指導・支援を行います。近年、児童・生徒の状況も多様となっており、計画の作成が義務であるにも関わらず、作成できない状況があることが学校へのヒアリングにより明らかになったことから、状況を改善するために、理由も含めて調査しています。

① 通級による指導



② 特別支援学級



特別支援学級の児童・生徒についてはほとんどの学校が計画を作成しています。通級による指導を利用している児童・生徒については、未作成のある学校が多く見受けられます。作成していなかった理由として、保護者と合意形成が図れなかったことや学校に登校しておらず、状況把握や保護者面談が困難だったことがあげられました。また、他の資料で兼ねていたと回答した学校もあります。そのほか、通級による指導を受けている児童・生徒に対し、校内で作成しなければいけないと認識していなかった学校がありました。本回答に対するヒアリングの際、今年度は作成していると回答した学校もあります。全ての教師がこの二つの計画についての正しい理解と知識を深め、教師間の連携に努めていく必要があります。

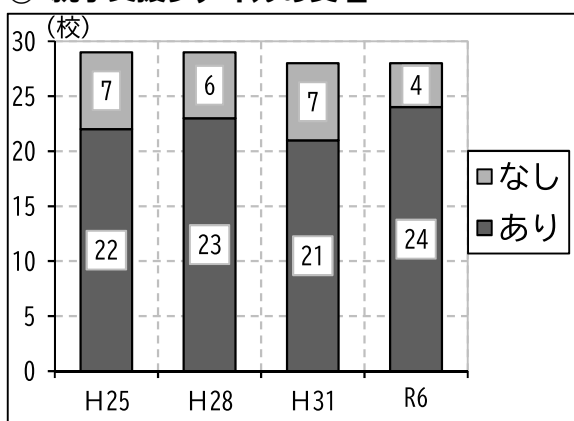
《参考資料》個別指導計画、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成と活用

（小学校（中学校）学習指導要領第１章第４の２の（１）のエ）

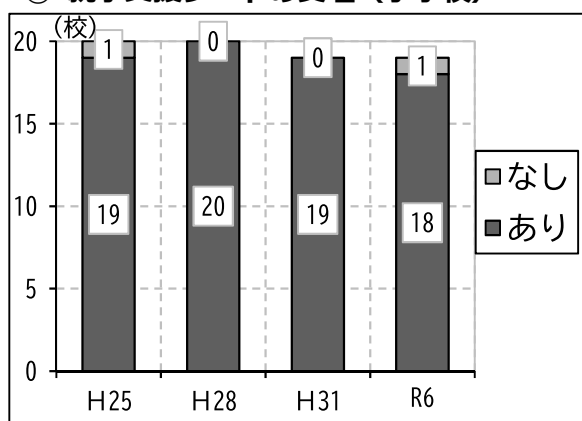
障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(5) 就学支援ファイル、就学支援シート

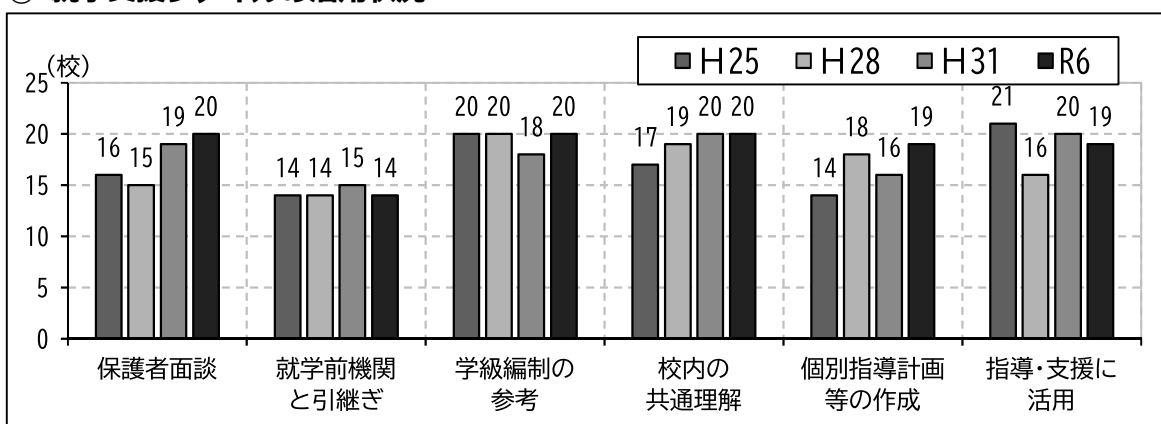
① 就学支援ファイルの受理



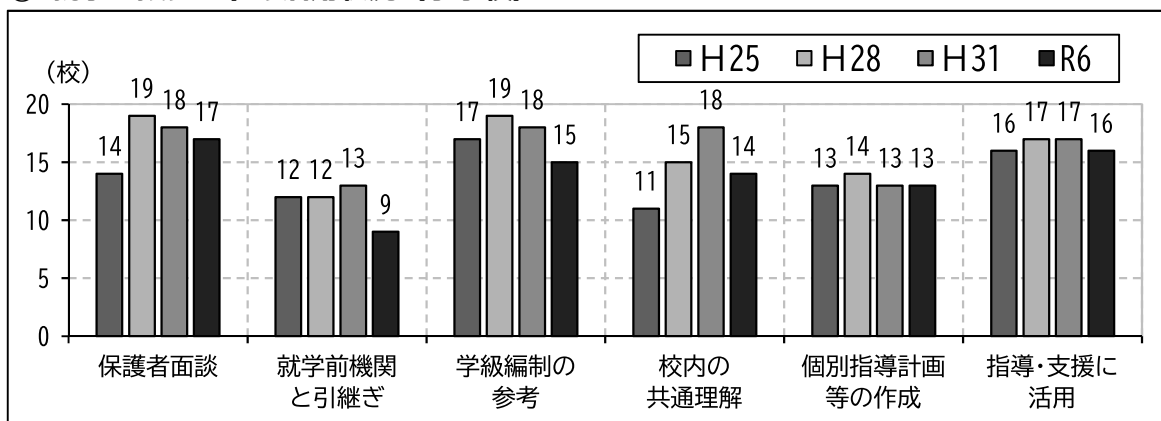
② 就学支援シートの受理 (小学校)



③ 就学支援ファイルの活用状況



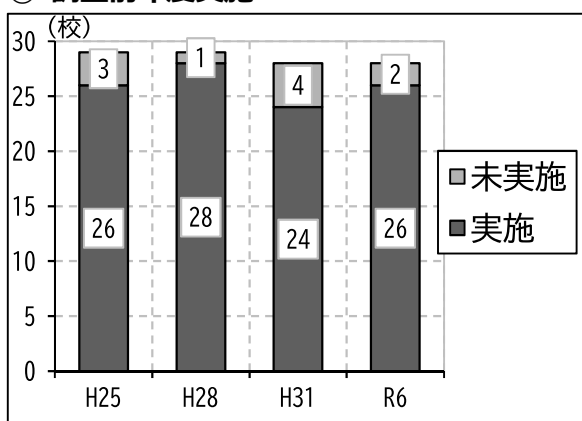
④ 就学支援シートの活用状況 (小学校)



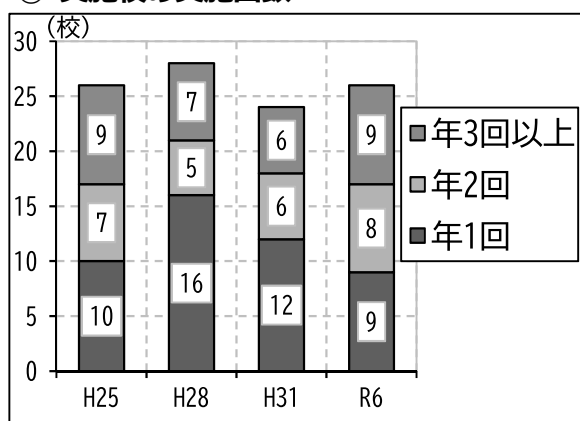
幼稚園・保育園から小学校への引継ぎについては、就学相談の利用に伴う就学支援ファイルと、保護者と就学前期間が作成して提出する就学支援シートが、ツールとして定着しています。全体として、前回調査と大きな変化はありませんが、就学支援ファイル・就学支援シートいずれにおいても、就学前機関との引継ぎに活用するケースは少ないようです。多くの学校が、入学前の保護者面談や、指導・支援に活用していると回答していますが、保護者からは、活用に対しての不安の声も出ており、個別指導計画や学校生活支援シートなど、その後の指導・支援の計画に反映することで、就学・進学後の指導・支援について合意形成を図っていく必要があります。

(6) 特別支援教育についての校内研修の状況

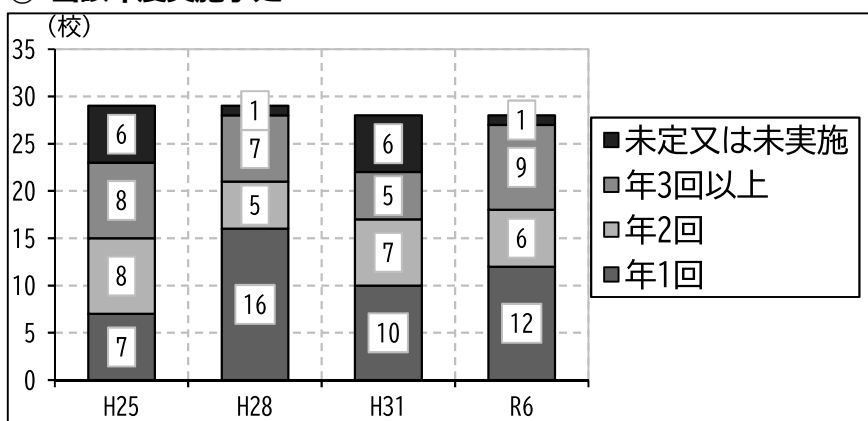
① 調査前年度実施



② 実施校の実施回数



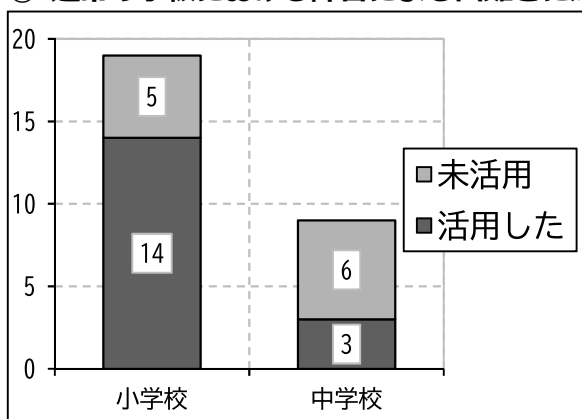
③ 当該年度実施予定



特別支援教育についての校内研修の実施状況ですが、多くの学校で特別支援教育に関する研修が実施されており、障害のある児童・生徒理解及びその対応方法などについて、教員の資質向上に努めています。実施しなかった理由としては、日程調整ができなかったことや、校内研修とは別に事例検討会を開いているため、校内研修としては実施しなかったとする学校がありました。今年度は、多くの学校で研修を予定しています。実施しない理由として、前年度に研修を実施したことや定期的に特別支援教育を担当する教員から啓発資料を配布していることが挙げられています。多様な教育課題に対する研修を実施するため、日程を確保し研修を実施していくことが難しい中、資質向上の方法や内容などを工夫しています。

(7) 特別支援教育にかかる ICT の活用 (R6 から追加)

① 通常の学級における障害による困難さに応じた ICT 活用

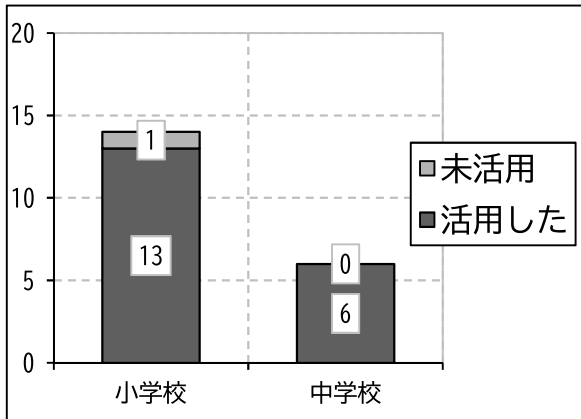


近年、一人一台のタブレット端末の整備などが進み、特別支援教育における ICT 活用が進んできました。そこで、今回調査から、ICT 活用について調査しました。

通常の学級において、一人一台のタブレット端末が整備されましたが、障害による困難さに応じた ICT 活用を行っている学校は、小学校で7割、中学校で3割程度となっています。

す。個別の障害の状態に応じた活用の例として、端末の標準機能や電子黒板、学習ソフトを用い、ノートテイクの代替手段（文字入力、音声入力、写真撮影）や音声読み上げ機能の活用、個別ドリルなどを行い、支援を要する生徒にとって効果的な学習が進められるようにしています。また、障害の有無に関わらず、同様の内容について、学級全体で活用できるようにし、児童・生徒が必要に応じて活用できるようにしている学校もあります。

② 通級による指導または特別支援学級における障害による困難さに応じた ICT 活用

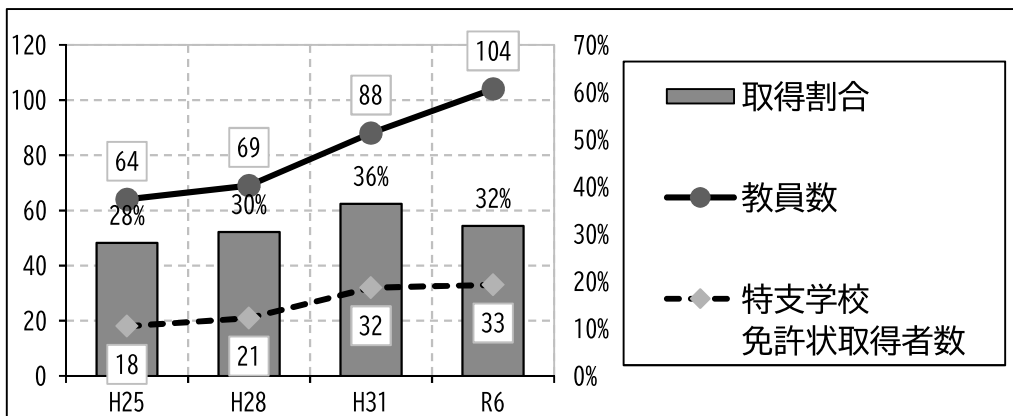


通級による指導や特別支援学級においては、通常の学級よりも ICT を活用している学校の割合が高くなっています。これら特別の指導の場においては小学校、中学校ともに個別の障害に応じて活用している例として、学習ソフトの活用や視覚的に分かりやすくなるよう動画の活用、文字入力によるコミュニケーション支援等の活用を行っています。また、それぞれ対象となる障害種別に応じた活

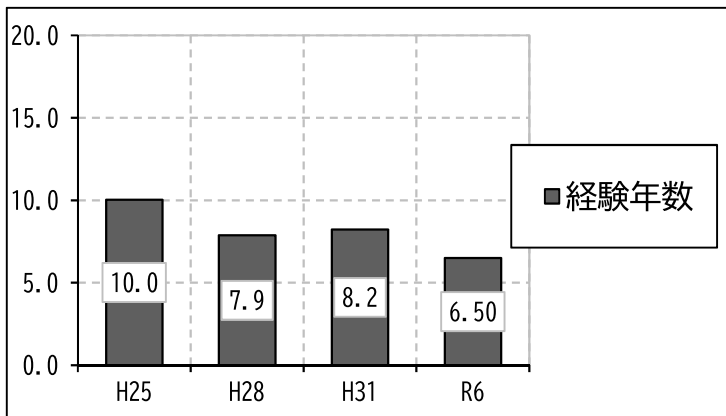
用として、学級全体で同様の内容にて活用している学校もあります。

（８）特別支援教育にかかる教員の状況

① 通級による指導または特別支援学級を担当する教員数と免許保持者数



② 通級による指導または特別支援学級を担当する教員の特別支援教育担当経験年数



※経験年数について、今回調査から、学校ごとの平均年数を少数第1位までと指定して調査した。以前は指定なしだったため、参考程度とする。

特別支援教育を担当する教員は、特別支援教室制度開始に応じて大幅に増加しており、教員の特別支援学校の免許取得者の割合も増えていました。平均の経験年数は短く、特別支援学校の免許取得者の割合も減ってきています。新規採用教員が特別支援教育の担当となることが増えていることが要因として考えられます。